

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金 申請はお済みですか?



給付金の対象となる見込みがある方へは緑の封書にて申請書を発送しております。

(※公務員の方は職場より申請書が配布されています。)

封書が届いていて、まだ申請がお済みでない方は、**下記申請期間内に申請をお済ませください。**

【申請期間】平成26年7月1日～平成26年10月1日(水)

【提出書類】 詳細は送付されている案内をご覧ください。

◇臨時福祉給付金◇

- ・申請書
- ・支給対象者全員分の本人確認書類の写し
- ・振込先口座の通帳の写し
- ・その他必要書類

◇子育て世帯給付金◇

- ・申請書
- ・児童手当受給証明書(公務員の方のみ)
(児童手当の受取口座以外に振込みを希望する場合)
- ・受給者の本人確認書類の写し
- ・振込先口座の通帳の写し

【提出方法】 封書に同封されている返信用封筒(切手不要)で返送 または、役場窓口(2階7番)へ直接提出

【支給日】 申請書が受理されてからおよそ1か月後(審査の結果不支給となる場合もございます。)

※臨時福祉給付金・・・平成26年度の住民税(均等割)が非課税の方を対象とした給付金(生活保護受給者を除く)

※子育て世帯臨時特例給付金・・・平成26年1月分の児童手当受給者を対象とした給付金(生活保護受給者、臨時福祉給付金の対象児童、平成26年度の所得が児童手当の所得制限限度額を超える方を除く)

お問い合わせ こども課 2つの給付金対策室(庁舎2階⑦番窓口) ☎851-3989



国民年金だより あなたの人生を支える国民年金!

国民年金は、老齢基礎年金だけではありません。病気やけがで障がいが残ったら障害基礎年金!

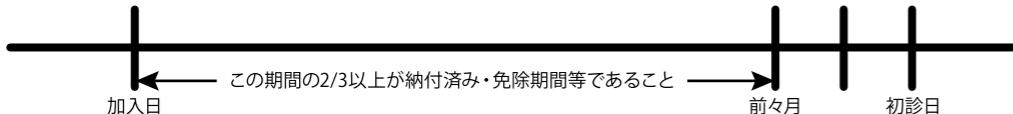
障害基礎年金は、国民年金加入中又は、60歳から65歳未満の期間に初診日のある病気やけがが原因で、国民年金法で定める障がいの状態(1級又は2級)になったときに、一定の納付要件がある場合に支給される年金です。

※初診日とは、障がいの原因となった病気やけがの症状が出て初めて病院に行った日のことです。

☆一定の納付要件とは、次の①、②の2つの要件のうち、いずれか1つが満たされていれば、納付要件は有りとされます。免除期間や若年者納付猶与、学生納付特例期間はこの期間に算入されます。

①2/3要件

初診日の前日において、初診日の前々月までに保険料を納めた期間と免除期間、若年者納付猶与期間、学生納付特例期間を合計した期間が加入期間の3分の2以上であること



年金を
納めることが、
いざという時の
備えになるん
だね。

②直近1年間要件

初診日の前日において、初診日の前々月までの1年間に保険料の未納期間がないこと。
(未納期間とは、免除、若年者納付猶与、学生納付特例のいずれにも該当せず保険料を納めていない期間。)



※20歳前に初診日がある場合は納付要件は不要です。

障害年金の額(平成26年度) 1級障害 96万6,000円 2級障害77万2,800円

お問い合わせ 国保年金課 ☎889-1798

児童扶養手当・特別児童扶養手当 の現況届を忘れずに!



受給資格者は毎年必要な書類を添えて「現況届」を提出しなければなりません。この届出を怠ると手当の支給が差し止められることもありますので、ご注意ください。なお、受給者には文書で通知します。

※児童扶養手当の現況届と一緒に、母子及び父子家庭等医療費助成の現況届も行います。

受付期間	・児童扶養手当	8月11日(月)～8月22日(金) (平日のみ)	8:30～17:15 (12:00～
	・母子及び父子家庭等医療費助成		13:00除く)
	・特別児童扶養手当	8月25日(月)～8月29日(金)	

受付場所 南風原町役場 1階 こども課

○児童扶養手当とは

離婚等により父または母と生計を共にできない児童を養育する方や、父または母が一定程度の障害の状態にある児童を養育する方に対する手当です。

○特別児童扶養手当とは

身体や精神に一定程度の障害がある20歳未満の児童を養育する方に対する手当です。

お問い合わせ こども課 ☎889-7028

青い羽根募金のお願い

国民の祝日『海の日』を中心として7月1日から8月31日までの2ヶ月間を『青い羽根募金』の強調運動として、募金活動が展開されます。

この募金活動は、沖縄県の沿岸海域における漁船事故やプレジャーボートの事故、スキューバダイビング、サーフィン、磯釣り、海水浴等のマリンレジャーでの事故が発生した場合に、水難救済会の所属船等がボランティアで救助活動を行っており、琉球救済会では、平成25年度に、17件の海難で68隻155名が出動し、23名の人命と9隻の船舶を救助しました。

救助活動を支えるためには、救難資器材の購入費や救難訓練等の経費が必要です。皆様の善意により寄せられる「青い羽根募金」は、この救助活動等の経費に充てられます。



●募金の振込先	沖縄銀行 高橋支店 普通1526329
	琉球銀行 壱屋支店 普通4139
	海邦銀行 泊支店 普通0-508-276
	郵便局 01780-5-46048



南風原町役場産業振興課でも募金箱を設置しています。

お問い合わせ 産業振興課 農政班:仲村 ☎889-4163